

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 11月9日	平成30年 11月19日	<p>世論調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標本が母集団を代表しているかを確認していない（実際、なっていない） ・母集団の推計はできない <p>民間ネット調査、市政モニター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標本は母集団の代表にはなっていない ・調査結果は、「市民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。 <p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定値が母集団に適用できるかの確認はしていない <p>どうしようもなくでたらめですね。標本調査において標本が母集団を代表しないということは、観測をやり直す（＝標本を差し替える）ごとに測定値が大きく変動してしまうものであることは、統計の基礎知識があればわかりそうなものですが。結局これらの調査では母集団に関する何らの知見を得られないということですね。</p> <p>測定値がこのような状態であるのに「アンケート調査結果の活用状況」のページ</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000334969.html</p> <p>の平成28年度調査結果の活用状況及び平成27年度調査結果の活用状況に記載されている各部署では、「調査結果から分かった内容」の記載を事実上母集団値であると扱い、「調査結果を踏まえて改善・検討した事柄」に記載の判断を行っているのですよね。</p>	不存在	号	経済戦略局	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>このような判断が可能である根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>市政改革室には聞いていません。調査結果の解釈や事業実施の可否判断は各部署で行っているのですよね。調査結果をどのように解釈し、どのように判断に結び付けているのかを確認したいので、回答は上記ページに記載のある港湾局をはじめとする各部署からお願いします。</p> <p>併せて、市政改革室のたためな各調査により事業実施の可否判断や運営方針の設定を誤っている可能性が高いのではないですか。この点についても正しく判断できているのかどうかを示されている文書を公開してください。(経済戦略局に係るものについて)</p>		号		
平成30年 11月12日	平成30年 11月26日	万博誘致成功を想定した夢洲インフラ整備のうち、「関連事業費」(第8回副首都推進本部会議資料3の3ページ目)について府市の負担割合に関する協議状況(今年1月1日～11月12日)がわかる資料	不存在	号	経済戦略局	万博誘致推進室
平成30年 11月15日	平成30年 11月29日	<p>生産緑地法第10条の買取申出について</p> <p>① H30.11.12付 大阪市経済戦略局産業振興課からの回答より「一度目の買取申出の際、当該生産緑地の農林漁業の主たる従事者が、農林漁業に従事することが不可能な故障をされたことを理由に買取申出された場合、その方はそれ以降、他の農地においても、農業従事者とはみなされません。」との生産緑地法にない解釈をされているが、その根拠となる法令上の正式文書の存否を請求する。</p> <p>② 「生産緑地に係る買取りの申出等に関する事務処理要綱」第4条4(2)「買取り申出事由の発生日が証明願提出日の一年以上前であるときは、証明を行わないものとする。」という住民にとって不利益な制限を加えることの根拠となる法令上の正式文書の存否を請求する。</p>	不存在	号	経済戦略局	産業振興課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成30年 11月23日	平成30年 12月7日	<p>平成30年11月7日付で行った公開請求について、いくつかの部署から「調査から分かった内容」の記載に際しては、母集団に適用可能かどうかの判断はおこなっていないことから、「このような判断が可能である根拠が示された文書」及び「正しく判断できているのかどうかを示されている文書」については作成または取得しておらず、実際に存在しないためとの理由で不存在による非公開の決定通知書が届きました。残りの部署も同様なのかもしれませんが、この理由は全くの的外れです。</p> <p>元の請求内容に「調査結果の解釈や事業実施の可否判断は各部署で行っているのですよね。調査結果をどのように解釈し、どのように判断に結び付けているのかを確認したい」と記載したはずです。</p> <p>調査結果をもとに、何らかの根拠をもって「調査から分かった内容」に記載された内容が調査から分かったと判断し、何らかの根拠をもってこの記載内容が正しいものであると判断し、「調査結果を踏まえて改善・検討した事柄」の行動を起こしたのですよね。</p> <p>また、同様に何らかの根拠をもって調査結果が正しいと判断し事業実施の可否判断や運営方針の設定を行っているのですよね。</p> <p>これらの根拠・判断は、「母集団に適用可能かどうかの判断を行っていない」とは無関係になされたはず。現にその結果が http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/000334969.html のページに掲載されているではありませんか。 これらの根拠・判断が記載された文書を公開してください。</p>	不存在	号	経済戦略局	総務課

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
		<p>例えば、28年度分の大阪港の公害防止対策事業の例ですと、「大阪港の公害防止対策事業について、「言葉も内容も知らなかった」と回答した割合が72.0パーセントと最も高く、「言葉も内容も知っていた」と回答した割合は2.5パーセントに留まっており、認知度は低いですが、必要性については、肯定的な回答の割合は90.1パーセントと高いものであった。」との記載がありますが、この72.0%などの数値がどのように市政モニターの結果から導かれたのかが示された文書です。</p> <p>そして、この記載では72.0%は母比率の推計値として取り扱われていますが、なぜ母比率の推計値となりうるのか及び、この数値が正しい(信頼できる)と判断した根拠が示された文書です。(ただし、既にwebで公開されているものは除く) (経済戦略局に係るものについて)</p>		号		